

学校の組織力向上プラン（中間案）

～チーム学校の推進～

【担当部課】 教育庁管理部 教職員課
教育庁指導部 学校教育課

問題意識

- ・ 変化の激しい社会の中で子どもたちがたくましく生きていくためには、しっかりとした学力を身に付けさせることが重要であり、自ら課題を見だし、課題解決に向けて主体的・協働的に取り組んでいく力の育成が重要
- ・ また、いじめや暴力行為の防止、不登校の子どもへのきめ細かな支援、特別な支援を必要とする子どもや経済的に困難な環境にある子どもへの支援など複雑化・多様化する教育課題に的確に対応していくことが重要
- ・ そのためには、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題であり、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備し、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を進め、教員が子どもと向き合いしっかりと指導できる環境づくりを推進することが重要

現状と課題

① いじめ・暴力・不登校等

- ・ 引き続き、いじめや暴力行為の防止対策の充実、経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実が求められ、特に、不登校の児童生徒数が、近年、増加傾向を示しており、更なる対策の充実が必要
- ・ 小学生は自分自身の状態や感情などを表現する力が拙く、大人への不自信を持ったまま高学年や中学校で不登校に至るケースが多く、小学校の早い段階から心理の専門家によるアセスメントに基づく対応が必要
- ・ いじめ・暴力・不登校の背景には心理的な要因、家庭環境による要因等複雑な要因が存在しているため、心理や福祉の専門家によるアセスメントに基づく多面的包括的な理解により、教員が根拠に基づき対応することが必要

- ・ スクールカウンセラーの配置率は、中学校・高等学校は100%であるが、小学校13%弱、特別支援学校 9 %強にとどまっている。まなび・生活アドバイザー(※1)の配置率は、小学校13%強、中学校30%弱、高等学校 6 %強、特別支援学校 0 %

○ **スクールカウンセラー配置の現状（平成28年度）**（京都市立を除く。）

	配置学校数	配置率	摘 要
小学校	27校	12.9%	210校中、27校
中学校	全校	100%	全97校
高等学校	全校	100%	全47校
特別支援学校	1校	9.1%	11校中、1校

○ **まなび・生活アドバイザー配置の現状（平成28年度）**（京都市立を除く。）

	配置学校数	配置率	摘 要
小学校	28校	13.3%	210校中、28校
中学校	29校	29.9%	97校中、29校
高等学校	3校	6.4%	47校中、3校
特別支援学校	0校	—	11校中、0校

※1「まなび・生活アドバイザー」とは

いわゆる「スクールソーシャルワーカー」のことであり、京都府では、退職校長・教員や社会福祉士等がその任を担っている。

② **特別支援教育**

- ・ 近年、特別な支援を必要とする子どもの数が増加。特別支援学校の児童生徒も増加しているが、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒も増加してきており、適切な対応が必要
- ・ 各校において、特別支援教育に関する校内委員会の設置、実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用、教員の専門性の向上のための研修の実施等特別支援教育を行うための体制整備や必要な取組を実施
- ・ 小・中・高校における特別支援教育コーディネーターの指名は100%であるが、学級担任や教科担任を持たない専任のものは少ない状況
- ・ 特別支援学校教諭免許状の保有状況は、小・中学校の特別支援学級担当教員については、京都府全体で見て3割程度であり、教育職員免許法に基づく認定講習の在り方の見直しや支援策の充実などにより取得を促進することが必要

- ・ 特別支援教育を担当する教員の人材育成と専門性の向上を図るため、各市町(組合)教育委員会、教育局、総合教育センター、各地域支援センターの実施する研修の充実や資格取得に向けた支援が必要
- ・ 特別支援教育支援員(※2)等の配置が進められているが、特別支援教育の専門性を高めるための研修の充実が必要
- ・ 高等学校における特別な支援を必要とする生徒の増加や、高等学校における通級による指導が平成30年度に制度化される方向となっていることを踏まえ、府立高等学校における特別支援教育体制の充実に向けた人材育成の取組が必要

○ 特別支援学校教諭免許状の保有状況(平成27年度)(京都市立を含む。)

		京都府	全国
特別支援学校教員		84.1%	74.3%
特別支援学級 担当教員	小学校	32.9%	32.8%
	中学校	27.9%	26.3%

※2「特別支援教育支援員」とは

特別支援教育コーディネーター、担任教員等と連携し、児童生徒に対する学習支援、健康・安全確保、介助等を行う非常勤の職員のこと。

③ 部活動

- ・ 平成27年度実施の「部活動の実態に関する調査」等の調査結果によれば、土・日の両方活動している部活動は、中学で約2割、高校で約3割。外部指導者(※3)の派遣充実を希望する意見が比較的多数
- ・ 中学では半数近く、高校では4割程度の顧問教員が担当する部活動の競技等の経験なし。3人に1人が指導に「自信がない」「あまり自信がない」と回答。8割の教員が「忙しくて思うように指導できない」と回答
- ・ 運動部活動指導者派遣事業については、中学校で8割以上、高校では9割以上の学校が、「顧問の負担が軽減された」と回答、100%近い学校が「生徒の競技力の向上が見られた」と回答
- ・ 部活動は学校教育の一環として定着しており、技能等の伸長だけでなく、子どもと教員が信頼関係を構築する中で、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する高い教育効果があることを踏まえた対応が必要
- ・ 部活動は学校教育の一環であり、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮が必要

- ・ 部活動の練習計画を立てる際には、医・科学的な視点を取り入れることや効率的な練習方法を導入することが大切
- ・ 部活動指導員(仮称)(※4)については、公務員の身分を付与するとともに、任用に当たっては学校教育に理解のある人材を確保することが必要
- ・ 部活動指導員(仮称)の在り方については、それぞれの学校や地域の実情に応じた柔軟さが必要
また、部活動指導員(仮称)の配置に当たっては、困難な分掌業務を担当している教員の負担を軽減するなど、業務量平準化の観点を持つことも大切

※3「外部指導者」とは

運動部活動の活性化や運動部顧問の負担軽減を目的として中学校・高等学校に派遣している地域のスポーツ指導者のこと。専門的な技術指導に従事するが、単独での指導・引率はできない。

※4「部活動指導員(仮称)」とは

平成27年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」で提言された部活動に関する専門スタッフ(部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる新たな職)のこと。

○「部活動の実態に関する調査」等の調査結果(平成27年12月公表)

①土・日の両方活動している部活動は、中学は約2割、高校は約3割

→ 部活動指導の在り方として、「外部指導者などの派遣」(中学22.2%、高校29.9%)を希望する意見が多い。

②現在担当している部活動の経験、指導及び指導上の課題

→ 中学校では半数近く、高校では4割程度が経験なし
3人に1人が指導に「自信がない」、「あまり自信がない」と回答
8割の教員が「忙しくて思うように指導できない」と回答

③学校の業務に関し、中学・高校の9割を超える教員が「忙しい」と回答

→ 「各職員の支援的、協力的な姿勢」、「各職員による効率化を念頭において業務推進」のほか、「管理職のリーダーシップ」「外部指導者やスクールカウンセラー等専門的な職員の配置」を望む意見が多い。

④ 学校体制・学校組織マネジメント

- ・ 教員は、学習指導だけでなく、様々な生徒指導上の課題への対応のほか、部活動指導も含めた幅広い職務を担っているが、一方、9割を超える教員が多忙感を訴えている現状にあり、支援的、協力的な組織づくりが必要
- ・ 複雑化・多様化する課題に対応していくためには、校長を中心とした学校の組織マネジメント力を強化するとともに、専門性に基づくチーム体制の整

備や、更なる学校業務の改善の推進が必要

- ・ 特に、困難な課題を抱える学校においては教員の配置を充実するなど学校指導體制を強化するとともに、校長の学校運営を補佐する機能を強化することが必要
- ・ 教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを見ると、セルフマネジメントや自己健康管理の観点が弱く、教授技術上のスキルが研修の中心になっていないか、点検が必要
- ・ 学校の組織マネジメント力を強化するためには、校長のリーダーシップのみに期待するのではなく、学年レベルでのチームマネジメントを構想することが重要
- ・ チーム学校を推進するために、教員の役割を明確化し、連携の窓口となる担当を置くとともに、すべての教職員に多様な専門性を持つ人材と連携・分担して解決に取り組む姿勢や力を醸成することが必要

⑤ 教育委員会による学校支援

- ・ 学校において、教員の負担軽減につながる業務改善の取組を着実に進めつつ、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を円滑に運用し、府民の期待に応える教育を推進していくためには、教育委員会における学校支援体制の整備や学校支援機能の強化が必要

施策の基本方向（目標）

○ 京都式チーム学校(※5)の推進

※5「京都式チーム学校」とは

複雑化・多様化する教育課題に的確に対応するため、教員が多様な専門性を持つ人材とチームとして連携・分担する体制を学校や地域の実態を踏まえて整備・強化した上で、校長のリーダーシップの下、学校運営や教育活動を組織的にマネジメントすることにより、教員の負担軽減を図り、それぞれの教員や人材がその持てる能力を十分に発揮し、子どもをしっかりと指導できる学校として、京都府がその実現を目指す学校の在り方

(参考) 平成27年12月の中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

とりわけ、次の事項を重点に取り組む。

- 1 **スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置率の向上**
 - スクールカウンセラーを全公立小学校・特別支援学校に配置
 - まなび・生活アドバイザーを全公立小中高等学校・特別支援学校に配置
 - それぞれのスーパーバイザーの配置を充実

- 2 **小・中・高等学校における特別支援教育体制の強化**
 - 小中学校の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率を6割程度に引上げ
 - 特別支援教育充実のための非常勤講師を倍増
 - 必要な高等学校に特別支援教育支援員を配置

- 3 **京都府の実情を踏まえた部活動指導員(仮称)の効果的な導入**
 - 部活動指導員(仮称)と外部指導者派遣を選択できるシステムを構築
 - 京都府としての部活動指針(仮称)を策定
 - 多様化する部活動に対応する指導方法の確立

- 4 **学校体制の強化及び学校組織マネジメント力の更なる向上**
 - 学校体制の強化(困難な課題を抱える学校における教員配置を充実等)
 - 学校組織マネジメント力の更なる向上(研修内容の見直し等)
 - 各校の実情に応じた教員の負担軽減対策を実施

- 5 **教育委員会における学校支援体制の整備及び学校支援機能の強化**
 - 京都府教育庁内に対策推進組織を設置
 - 京都府教育庁内等に「学校支援アドバイザー(仮称)」を配置
 - 市町(組合)教育委員会と府教育委員会が連携した対策を実施

重点施策

1 スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置率の向上

(1) スクールカウンセラーの配置率の向上

いじめや暴力行為の防止対策の充実、不登校の子どもへのきめ細かな支援の充実を図るため、全小学校・特別支援学校へのスクールカウンセラーの配置を促進

(2) まなび・生活アドバイザーの配置率の向上

心理的な要因、家庭環境による要因等複雑な要因の存在が背景となっているいじめ・暴力・不登校などに適切に対応するとともに、経済的に困難な環境にある子どもへの支援の充実を図るため、全小学校・中学校・高等学校・特別支援学校へのまなび・生活アドバイザーの配置を促進

(3) スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの有機的連携強化

スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーが各校での役割を一層発揮できるよう、スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーそれぞれのスーパーバイザーの配置を充実

2 小・中・高等学校における特別支援教育体制の強化

(1) 特別支援教育を担当する教員等に対する研修の充実

特別支援教育を担当する教員の人材育成と専門性の向上を図るため、各市町(組合)教育委員会、教育局、総合教育センター、各地域支援センター等による重層的な研修を充実実施

特別支援教育支援員等の専門性を高めるための研修を充実実施

(2) 特別支援学校教諭免許状の取得促進

大学等と連携した教育職員免許法に基づく認定講習の受講を促進する等小学校、中学校及び高等学校に勤務する教員の特別支援学校教諭免許状の保有率引上げを目指し、その取得を支援

とりわけ、小中学校の特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率を6割程度に引上げ

(3) 特別支援教育コーディネーターの専任化

国における教員定数の改善を踏まえ、特別支援教育コーディネーターの専任化を促進

また、学校における特別支援教育体制を確立するため、非常勤講師を配置する事業を拡充

(4) 高等学校における特別支援教育体制の充実

通級指導教室を開設する場合には必要な教員定数を措置するとともに、各校の実情に応じて特別支援教育支援員の配置を充実

高等学校において特別支援教育を担当する教員の人材育成と専門性の向上を図るため、総合教育センター、各地域支援センター等による重層的な研修を実施【再掲】

3 京都府の実情を踏まえた部活動指導員(仮称)の効果的な導入

(1) 部活動指導員(仮称)の配置

部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員(仮称)が平成29年度に制度化される方向であり、京都府の実情を踏まえた部活動指導員(仮称)の配置を推進

部活動指導員(仮称)には、公務員の身分を付与し、学校に必要な職員として配置。任用に当たっては、学校教育に理解のある人材を確保。資質向上を図るため、必要な研修を実施

また、従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、外部指導者の派遣も含めた京都式部活動支援を実施

(2) 部活動指針(仮称)の策定

国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定

また、部活動指針の策定に伴い、運動部活動指導ハンドブックを改訂

(3) 多様化する部活動に対応する指導方法の確立

勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修充実のための講師を派遣

引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員(仮称)や外部指導者も交えて実施

4 学校体制の強化及び学校組織マネジメント力の更なる向上

(1) 学校体制の強化

困難な課題を抱える学校においては教員配置を充実するほか、低学年指導補助や特別支援教育充実のための事業を充実するなど学校指導体制を強化(「京都式少人数教育」の充実・強化)

校長の学校運営を補佐する機能を強化するため、主幹教諭の配置や地域との連携・協働の中核を担う教職員の配置、小中学校における事務の共同組織の設置を促進

併せて、多様な専門性を有する職員や外部の関係機関との連携を円滑に進めるため、担当教員(「チーム学校推進担当教員」)を配置

(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し

教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、必要に応じて研修内容の組替え等を実施

事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実

更に、新しい時代に対応した学校教育を推進するためには、カリキュラム・マネジメント(※6)に取り組むことが重要であり、新たに必要な研修を実施

※6「カリキュラム・マネジメント」

学習指導要領の次期改訂が目指す理念を実現するためには、教育課程全体を通じた取組を通じて、教科横断的な視点から教育活動の改善を行っていくことや、学校全体としての取組を通じて、教科等や学年を超えた組織運営の改善を行っていくことが求められることから、教育活動や組織運営

など、学校全体の在り方の改善において核となる教育課程の編成、実施、評価及び改善という「カリキュラム・マネジメント」の確立が必要であると言われていた。（平成27年8月、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会「論点整理」参照）

(3) 「京都式チーム学校推進校(仮称)」による実践研究

「京都式チーム学校推進校(仮称)」による実践研究を行い、成果を普及(テーマ例)

- ①学年レベルでのチームマネジメントを構想した実践研究
- ②チーム体制の整備と更なる学校業務の改善を目指した実践研究
- ③教職員間の支援的、協力的な組織づくりを目指した実践研究
- ④ボランティアの活用による教員の負担軽減を目指した実践研究

(4) 教員の負担軽減対策

教員の時間外勤務の状況を適切に把握するとともに、衛生委員会を一層活用するなどにより、各校の実情に応じた教員の負担軽減対策を推進

5 教育委員会における学校支援体制の整備及び学校支援機能の強化

(1) 京都府教育委員会における学校支援体制の整備

京都府教育庁内に、学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進するための組織を設置し、学校支援体制を整備するとともに、取組のフォローアップを徹底

京都府教育庁内等に「学校支援アドバイザー(仮称)」を配置し、府立学校や市町(組合)立小・中学校の求めに応じて派遣する仕組みを構築

スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーそれぞれのスーパーバイザーの配置を充実【再掲】

各市町(組合)教育委員会の取組に関する情報を収集し、府立学校の取組状況と併せて、各市町(組合)教育委員会に情報を提供

(2) 市町(組合)教育委員会における学校支援体制の整備

市町(組合)教育委員会において学校現場における勤務環境の改善や教員の負担軽減対策を推進する担当部署を明確化し、京都府教育委員会と連携して対策を推進

スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーそれぞれのスーパーバイザーの配置を充実【再掲】

工 程 表

事 項	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度以降
◆スクールカウンセラー等の配置率の向上 ①スクールカウンセラー ②まなび・生活アドバイザー ③スーパーバイザー	順次充実 順次充実 順次充実	→ → →	100%配置 100%配置		
◆小・中・高等学校における特別支援教育体制の強化 ①研修の充実実施 ②免許状の取得促進 (特別支援学級担任保有率) ③コーディネーターの専任化 非常勤講師の配置 ④高校における体制強化	充実実施 促進着手 促進着手 倍増 順次充実	→ 促進 促進 →	→ → → →	→ 6割程度 → →	
◆部活動指導員(仮称)の効果的な導入 ①部活動指導員(仮称)の配置 ②部活動指針(仮称)の策定 ③部活動指導者の研修	モデル配置 検討 充実実施	→ → →	順次充実 策定	→ → →	
◆学校体制の強化・学校組織マネジメント力の更なる向上 ①学校体制の強化 ②研修内容の点検・見直し ③推進校による実践研究 ④教員の負担軽減対策	強化着手 見直し実施 実践研究 取組強化	→ → → →	促進 → 継続普及	→ → → →	
◆学校支援体制の整備及び学校支援機能の強化 ①京都府教育委員会 対策推進組織の設置 学校支援アドバイザー配置 ②市町(組合)教育委員会 対策推進担当部署の明確化	整備・強化 設置 配置 明確化等 明確化	→ → → → →			

その他関連情報

【検討会議の開催状況】

第1回	(日 時) 平成28年7月6日(水) 午後1時15分～同3時 (場 所) ホテル ルビノ京都堀川 ひえいの間
第2回	(日 時) 平成28年8月31日(水) 午後3時～同5時 (場 所) 京都ガーデンパレス 祇園の間
第3回	(日 時) 平成28年11月 (目途) (場 所) 京都市内

【検討会議委員名簿】

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	役 職 等
参 与	木 岡 一 明	名城大学大学院大学・学校づくり研究科教授
政 策 立 案 メ ン バ ー	相 澤 雅 文	京都教育大学特別支援教育臨床実践センター教授・附属特別支援学校長
	朝比奈 恭 子	京都府臨床心理士会学校臨床部局SCコーディネーター
	小 西 康 公	長岡京市立長岡第六小学校長
	谷 村 サヨ子	京都府PTA協議会会計、向日市立西ノ岡中学校PTA副会長
	谷 村 信 治	木津川市立木津中学校長
	長 澤 哲 也	一般社団法人京都社会福祉士会理事
	野 村 照 夫	京都工芸繊維大学教授、日本水泳連盟参与・科学委員、日本コーチング学会理事
	前 川 明 範	京都府立洛北高等学校長・洛北高等学校附属中学校長
	山 口 恭 一	京田辺市教育委員会教育長

【参考】

○ 学校の組織力向上等に関わる主な文部科学省の動き

- ◆ 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月21日中央教育審議会答申）
- ◆ 「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～（馳プラン）」（平成28年1月25日文部科学省）
- ◆ 「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」（平成28年7月29日次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース公表）
- ◆ 「学校現場における業務の適正化に向けて」（平成28年6月13日次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告）
- ◆ 「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月29日不登校に関する調査研究協力者会議報告）